

結婚お祝い新生活支援 **30万円**支援します！



少子高齢化の顕著な過疎地域や定住促進重点地区で新生活をスタートさせる新婚世帯へ初期費用相当を支援します。

支援金額：1世帯あたり30万円

<対象となる要件>

- ①当該年度の4月1日から3月31日の間に婚姻届を受理されていること
- ②申請日において夫婦ともに旧篠山町または西紀北地区で住民登録し、定住意思があること
- ③婚姻日において夫婦いずれかの年齢が40歳以下であること
- ④過去に本市または他自治体で同様の補助金を受けていないこと
- ⑤夫婦ともに市税を滞納していないこと

<必要書類>

- ①丹波篠山市結婚お祝い新生活支援事業補助金交付申請書（様式第1号）
- ②婚姻を証明する書類（婚姻届受理証明書、戸籍謄本など）
- ③新婚世帯の住民票の写し
- ④結婚お祝い新生活支援事業に関する誓約書
- ⑤その他市長が必要と認める書類
 - ⑤-1 所得証明書の写しなど、世帯の総所得が分かる書類
 - ⑤-2 住宅手当等支給証明書など（勤務先から住宅手当の支給がある場合のみ）
 - ⑤-3 貸与型奨学金の返還額が分かる書類（奨学金を返済中の者のみ）
 - ⑤-4 以下の費用に関する契約書・領収書の写しなど（当年度中に支払った分）
 - ①住宅新築・既存住宅の購入費用
 - ②住宅のリフォームにかかる費用
 - ③賃貸初期費用（1か月分の賃料、敷金・礼金、仲介手数料）
 - ④引越費用（引越し業者に支払った費用）
 - ⑤上記①～④の費用が生じておらず、その旨の申述書

<申請期限>

～令和6年3月31日まで

<お問い合わせ先>

丹波篠山市役所創造都市課定住促進係
TEL：079-552-5796 FAX：079-552-5665

